

介護者の裁判員制度参加に伴う障害福祉サービス等利用者負担軽減事業運営要綱

(平成 21 年 5 月 21 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅の障がい者等の介護を行っている者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）による裁判員に選ばれた場合に、障がい者等の介護に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による助成の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は第 2 項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）とする。

(費用の助成)

第 3 条 区長は、障がい者等を現に介護する者（以下「介護者」という。）が裁判員に選ばれ、かつ、裁判員としての業務に従事するために当該障がい者等を介護することが困難になると認めるときは、障がい者等の申請により次条に規定する費用を助成する。

(助成の対象経費)

第 4 条 助成の対象となる経費は、法に規定する自立支援給付（介護給付のうち、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び短期入所に限る。）を受けた場合の本人負担となる額及び地域生活支援事業（地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業に限る。）に関するサービスの提供を受けた場合に負担する額とする。

(助成の申請)

第 5 条 前条に規定する助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、原則として介護者が裁判員としての業務に従事する日の前日までに、当該業務に従事することを証する書面を添えて、区長に申請を行うものとする。ただし、区長がやむをえない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 助成申請者は、前項の申請を行うときは、次に掲げる事項を区長に通知しなければならない。

- (1) 前条の給付又はサービス（以下「サービス等」という。）のうち、本人が希望するもの
- (2) サービス等を受ける期間
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(助成の通知)

第 6 条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、助成の承認の可否を審査し、承認を決定したときは、助成承認通知書により、助成申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第7条 前条の規定により助成を承認された者（以下「助成承認者」という。）が第4条の給付又はサービスの提供を受けたときは、当該助成承認者が事業者を支払うべき費用を、区長が代わって支払う。

2 前項の規定にかかわらず、助成承認者が給付又はサービスの提供に要した費用を事業者を支払ったときは、区長は、助成承認者に当該費用を支払うことができる。

(助成通知の取消し)

第8条 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。